#### 第2回軽井沢町国民健康保険運営協議会 会議録

- 1. 開催日時 令和6年2月19日(月)13:15~14:45
- 2. 開催場所 軽井沢町役場2階 第8会議室
- 3. 出席者委員:小林浪江委員、織田豊委員、土屋榮良委員、土屋拓司委員、

饗場晴雄委員、長谷川繁幸委員、浦野正優美委員

事務局:児玉香織住民課長、上原美佳課長補佐、田村恵美

欠 席:内堀三枝子委員、瀨原智里委員

#### 4. 議 題

- (1) 令和4年度 国民健康保険事業勘定特別会計決算状況について
- (2) 令和5年度 国民健康保険事業勘定特別会計執行状況について
- (3) 保健事業について (特定健診等)
- (4) 今後のスケジュールについて
- 5. 傍聴人数 0名(定員3名)
- 6. 議事内容

(開会)

### 【事務局】

それでは定刻より少し早いですが、皆様お集まりいただきましたので、ただいまより令和 5 年度第 2 回軽井沢町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は、この会議の進行を務めさせていただきます保険年金係長の上原と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は7名の委員の方に出席いただいております。

全委員9名のうち過半数の出席を得られておりますので、軽井沢町国民健康保険条例施行規則第7条に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

最初に資料の確認ですが、本日は会議次第と資料1から3までの計6ページを送付させていただいておりますが、不足などありますでしょうか。追加資料といたしまして、産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されますというピンク色のチラシ1枚と特定検診の県内受診率の一覧の1組を配布しております。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

はじめに、本来であれば町長があいさつするところですが、町長公務のため、住民 課長の児玉よりあいさつをいたします。 (あいさつ)

皆様どうもお疲れ様です。

本日はお忙しい中、第 2 回軽井沢町国民健康保険運営協議会にご参集いただきまして 誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃より町政全般に格別なるご理解とご 協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険税、保険の状況でございますが、団塊の世代と言われる方々が、 後期高齢者医療保険に徐々に移行されることや、パートや非正規で働く人たちの社会 保険への適用が拡大されるなど、国保加入者が減少していく中で高齢化が進み、1人当 たりの医療費は増加するという傾向がしばらく続くと見込まれております。

町といたしましても、国保財源を安定的に運営していくために、適正な保険税率の 設定や、医療費適正化に向けた保健事業の推進を一層行ってまいります。

本日は国民健康保険事業の財政状況などについて会議事項としておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

# 【事務局】

ありがとうございました。

それではこれから議事に入らせていただきます。軽井沢町国民健康保険条例施行規 則第6条に基づき、会長に議長をお願いいたします。

#### 【会長】

本日はどうもご苦労様です。

それでは会議次第に沿って進行いたします。

本日の議事録署名人を浦野正優美委員、小林浪江委員のお2人にお願いいたします。 会議事項についてのご意見、ご質問は、それぞれの説明が終わったところでお伺い したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは会議事項(1)令和4年度国民健康保険事業勘定特別会計決算状況について、 事務局から説明をお願いします。

(1) 令和4年度 国民健康保険事業勘定特別会計決算状況について

#### 【事務局】

資料1をご覧ください。

令和 4 年度国民健康保険事業勘定特別会計の決算状況についてでございます。1. 国 保制度の概要、2. 決算概要につきましては記載の通りです。

2ページをお願いいたします。

3(1) 国保加入状況は4年度年度末において、3,625世帯5,583名であり、前年度より

減少しております。資料の訂正をお願いしたいのですが、増減数の 214 人の前に△を 追記していただきますようお願いいたします。

- (2) 保険税につきましては、平成 29 年度以降、税率変更しておりません。 ただし、課税限度額が地方税法の改正に基づき 4 年度に引き上げられました。 5 年度は支援分がさらに 20 万円から 22 万円へ引き上げられ、6 年度も 22 万円から 24 万円へ引き上げられる見込みとなっております。
- (3) 保険給付状況です。加入者の医療に係る費用となります。コロナ禍の受診控えや その反動が推察されますが、令和4年度は3年度よりも減となりました。 以上でございます。

# 【会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。 よろしいですか。

それでは次に、会議事項(2)令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計執行状況についてお願いします。

(2) 令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計執行状況について

### 【事務局】

資料(2)をご覧ください。

令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計の執行状況でございます。

令和5年度の予算執行状況ですが、一番左端の4年度決算と、12月末現在での予算現額を比較したものと、予算現額に対する執行状況を表にしてあります。

予算ベースでの比較となりますが、前年度対比で、歳入の国保税は 98.94%、県支出金及び繰入金が増加見込み、歳出は、保険給付費 105.04%、県に納める納付金が 99.95%、また、保険事業費の中にはデータヘルス計画策定委託が含まれており、全体で 103.71% となっております。

以上でございます。

#### 【会長】

はい、ありがとうございました。

今の説明についてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい、それでは次に会議事項(3)保健事業と特定検診等について事務局から説明願います。

(3) 保健事業と特定検診等について

### 【事務局】

資料3をご覧ください。

保健事業についてでございます。

令和4年度の保健事業の実施状況についてご説明します。

初めに「1. 特定健診及び保健指導について」です。特定健診はメタボリックシンドローム着目した検査項目を実施するもので、40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象に無料で実施しています。健診項目につきましては記載にあるとおりです。

③実施機関は町内 10 医療機関、集団健診は木もれ陽の里、軽井沢病院でした。 軽井沢病院につきましては、令和 5 年度より個別検診として受け入れを行っております。

④特定健診の受診率についてでございます。

全体の受診率は令和 4 年度 36.2%で前年度より 2.3%上がりました。今年度の受診率は 12 月速報値 18.9%で、令和 4 年度の同時期の速報値と比較して増加しており、申し込み状況からも昨年より伸びると見込んでおります。

また、男女で比較すると男性の受診率がやや低い状況です。次ページをお願いいたします。⑤受診率2では年代別の受診率を記載しています。ご覧の通り40代、50代の受診率が低いことがわかります。委員の皆様には身近に国保加入の方がいらっしゃいましたら、ぜひ特定健診の受診を勧めていただきたいと思います。

(2) 特定保健指導は町の保健師、管理栄養士が実施する他、佐久総合病院で特定健診や人間ドック受診者に対し実施しております。令和 4 年度は女性の実施率は 2 年度に近いところまで回復しましたが、男性の実施率が年々下がってしまっているため、今後の検討課題となっております。

続いて、2検診受診率向上等に向けた事業について説明いたします。

- まず(1)特定健診未受診者対策として、未受診者の過去の受診状況に応じて対象者を分類し、9月と2月にはがきによる受診勧奨を行いました。また、5年度は9月の勧奨は例年通りの抽出で行い、2月は表の下段、アスタリスクにあるように、受診券を発行しているが、受診していない方へ通知いたしました。
- 次に(2)特定検診の継続受診対策として行っている健診結果説明会です。年1回の 実施であったものを、健康意識を高めるため、令和4年度から毎月開催しております。 参加状況は記載の通りでございます。
- 次に(3)生活習慣病重症化予防として、対象基準に該当した方へ個別健康相談を行っていました。また、血中脂質や血圧の判定が「要医療」となっている方を対象として、生活習慣の改善指導や医療機関への受診勧奨を実施しております。5年度は2月1日現在で参加人数が162人となっております。
- 次に(4)糖尿病性腎症重症化予防は保健師および管理栄養士による保健指導を行っています。

令和3年度に比べ、4年度は対象者への介入率、初回面接実施率が高くなり、医療機

関への受診率も上がりました。ただし、翌年度の健診受診率が低くなっていることは、 医療機関に受診していることで、検診への関心が薄れた可能性もあり、今年度は面接 の際に検診受診の有意性も伝えてきました。

続いて、次ページ3 その他保険事業についてです。(1) 人間ドック受診者への助成 事業については記載の通りです。

続いて(2)ジェネリック医薬品の利用差額通知を年2回発送しています。

(3) 医療費通知ですが、先に訂正をお願いいたします。対象診療月の1行目、「令和2年11月から」となっておりますが、4年度の実績報告ですので「令和3年11月から」に訂正してください。

続けさせていただきます。通知の発送ですが、令和 4 年度まで年 3 回発送しておりました。5 年度からは年 1 回、前年 11 月から当年 10 月分を封書での通知に変更し、2 月に 3,647 通発送いたしました。

医療費通知は、被保険者の健康への意識を深めていただくとともに、医療機関等の不正請求を防ぐために実施していますが、確定申告の際の医療費控除にも使用することができます。各保険事業についての説明は以上となります。

### 【会長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 よろしいですか。

それではお願いします。

#### 【A 委員】

2 番の検診受診率向上等に向けた事業ということで、受診していない人にはがきを 送っているようなのですが、9月と1月に発送しているのですか。

### 【事務局】

そうですね。それぞれ前月に対象者を抽出し、9月と2月に発送しております。

#### 【A 委員】

検診の受診期間が3月までなので、どこの医療機関も3月は混むんですね。このタイミングではがきが行くと、開業医でもお断りしなくてはいけないこともあります。この間は「勧奨通知が来たけれど、軽井沢病院に申し込んだらもう締切で駄目と言われたから」とこちらに申込んでくる人もいました。できればもう少し早く通知を出していただけるといいと思います。

#### 【事務局】

そうですね。まだ決定ではないのですが、保健福祉課との間で、今まで9月に送っ

ていたところを来年度は8月中には送りたいという話をしています。

2回目も少し前倒ししたいと思っているのですが、10月、11月ですと、ちょうど受診する方と行き違いになってしまうこともあるかもしれないので、12月ころはいかがでしょうか。

# 【A 委員】

軽井沢病院の検診は12月までですよね。

### 【事務局】

軽井沢病院は、今年2月まで健診をしていたのですが、予約は1月末まででした。

# 【A委員】

通知を 2 回出さなくても、10 月とか 11 月ぐらいに 1 回出せばいいのかなという気がしないでもないですけどね。

### 【事務局】

そうですね。今年は少し対象者を変えて、受診券の申し込みのみで、実際にまだ健 診を受けていない方を対象に2月に通知を送りました。来年度は早めに勧奨通知を出 すようにしていきたいと思います。

# 【B 委員】

医療費通知は、今まで年3回だったのが、年1回になったのはどのような理由でしょうか。やっても意味がなかったとか、やる必要がなかったということでしょうか。

#### 【事務局】

通知は確定申告にも使えますし必要ではあるのですが、通知の作成については、長野県下多くの市町村が、国保連合会というところに委託をしています。そこでの作成が年1回に変更になったことと、他の保険者(保険組合・共済組合等)でも年1回というところが主流になってきているため、3回はがきを出すより封書1回で済むということで、今年から変更させていただいています。

#### 【C委員】

確定申告で使えるということなのですが、10月分までしか載っていないので、11月、 12月の分は自分で領収書を用意しなくてはいけないですよね。

#### 【事務局】

これは、どの保険者も同じです。レセプトの関係で 2 ヶ月後にならないとデータがまとまらないという中で、通知の早い保険者ですと 9 月分までしか載ってないという

ところもあります。

### 【C委員】

理由はわかるのですが、通知だけで確定申告は無理だなと思いました。

### 【事務局】

マイナンバーカード登録していただくと、今ですと 11 月の分まで確認ができます。 12 月も 2 月の中旬には更新される予定ですので、ぜひご登録があれば補助としてお使いいただきたいと思います。

# 【C 委員】

私もマイナンバーカードで見たことがあるのですが、結局領収書があればそれが一番早いですよね。e-tax をやっている方も多いと思うのですが、そうすると1月くらいから申告準備しています。やはりそれには間に合わないですね。

# 【事務局】

医療費通知の情報が e-tax と連携して作成できるようになったり、だんだんと便利にはなっていくと思うのですが、どうしても 11 月、12 月分の領収書が必要になってしまいます。

# 【C委員】

わかりました。

#### 【会長】

ありがとうございます。よろしいですか。

先ほど、確定申告に間に合わないという話題が出ましたが。

#### 【C 委員】

申告に間に合わない分は次の年に回せるのでしょうか。足りない分は自分で領収書 を用意するしかないですよね。

#### 【事務局】

次の年の申告に回すことはできません。11月、12月分の通知は、どの保険者であっても申告には間に合わないという状況です。マイナンバーカードが進んできて、その場で確認できるようにもなってきました。ただ、基本的には11月、12月分については領収書を足してくださいということを国税局でも通知しています。これについては、軽井沢町だけということではなく、全国的にどこの保険者でも同じです。確定申告では医療費通知の10月までの金額をそのまま書いていただき、それ以外の11月、12月

分を追記してくださいというやり方になっています。

# 【会長】

他に何かありますか。よろしいですか。

それでは次の(4)今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

# (4) 今後のスケジュールについて

# 【事務局】

今後のスケジュールといたしましては、特定健診、人間ドックの補助の対象期間が3月31日までとなっておりますので、その事務を進めるとともに、来年度の健診案内の発送を3月中旬以降行う予定です。また、前回協議していただきましたデータヘルス計画についても現在委託業者と話を進めているところでございます。

以上でございます。

### 【会長】

はい、ありがとうございました。

今のスケジュールにつきまして、何か質問等ございますか。よろしいですか。 それでは4のその他に移りたいと思います。

(その他)

#### 【事務局】

その他ですが、お手元にチラシを配布させていただきましたが、本年 1 月より産前産後期間相当分、単胎の方は 4 か月分、多胎の方は 6 ヶ月分の国民健康保険税が免除される地方税法の改正が行われ、当町においても、現在 6 名の方が該当となっております。また、特定健診等の 4 年度のまとめが「信濃の国保」の方に載っておりましたので参考として付けさせていただきました。

こちら見ていただくと軽井沢町は受診率が下の方になっております。前回の協議会で、受診率のよい他の市町村の視察をというお話をいただいていますので、予算等の関係もありますけれども、来年度は近隣の視察に行ければと思っております。

以上でございます。

#### 【会長】

はい、ありがとうございました。

それでは今までの事務局の説明でございますけど、全体通して何か皆様からご意見 等ありましたらお願いします。

#### 【A 委員】

産前産後の軽減は、地方税が変わったということで軽井沢町だけでなく全国的にそ

うなったのですか。

### 【事務局】

はい、そうです。

# 【会長】

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

### 【D 委員】

こちらの資料(他市町村)の特定保健指導終了率 120%というのは、どういう意味でしょうか。終了率が 120%ということは、受診した人以上に何かあったということですか。

# 【事務局】

詳しいことはわからないのですが、同じ人が 2 回受けた、または前年度の受診分を 翌年度に対応したといったことなのかもしれないですね。

# 【会長】

はい、他に何かございますか。よろしいですか。

それではいろいろご協議いただきましてありがとうございました。これで議長の役を終了させていただきます。今後とも円滑に国保運営がなされることをお願いいたします。

それでは事務局の方へお返しいたします。

# (閉会)

#### 【事務局】

饗場会長ありがとうございました。

それでは住民課長より閉会のあいさつを申し上げます。

本日はご協議いただきまして誠にありがとうございました。

また饗場会長には議事を円滑に進めていただき、改めてお礼を申し上げます。委員の 皆様には軽井沢町国保運営に関しまして、引き続きご協力を賜りますようお願い申し 上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。